



第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

「食」は私たちが健康で豊かな生活を送るうえで欠くことのできないものであり、生活の中における重要な役割を担っています。また、地域で長い年月をかけて築き上げてきた食文化にふれたり、安心・安全な地場産物や地産地消について学ぶことは、豊かな人間性を育むためにもとても重要です。しかし、少子高齢化、生活環境の多様化などライフスタイルの変化により、食を取り巻く状況は大きく変化し、生活習慣や食習慣の乱れなどに起因する肥満、高血圧、糖尿病といった生活習慣病の増加など、依然として多くの課題が見られます。

こうした状況を踏まえ、智頭町では平成29年3月に「智頭町食育推進計画」を策定し、健全な食生活の実現と長年培ってきた食文化を大切に、健やかで心豊かな暮らしの実現を図るよう、町民の皆様と一緒に取り組みを進めてまいりました。

家庭はもとより、保育園、学校、地域、生産者など食に関わるあらゆる関係機関・団体等が連携し、望ましい食習慣の形成や農産物等の生産・食品の製造や安全性に対する正しい理解、環境への配慮、食文化の継承などの施策を総合的かつ計画的に推進します。

2. 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、計画の期間中でも状況に変化があった場合は、必要に応じて目標値等の見直しを行います。その際には、国及び県の食育推進基本計画を反映させることとします。

3. 計画の位置づけ

1) 法的根拠

食育基本法第18条第1項に基づき策定します。

***食育基本法第18条第1項「市町村食育推進計画」**
市町村は食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するように努めなければならない。

2) 他計画との関係

本計画は「第7次智頭町総合計画」を上位計画とし、「智頭町総合戦略」、「健康ちづ21（平成29年度改訂版）」、「智頭町子ども・子育て支援事業計画」など関連する計画との連動を図るとともに、国の「第4次食育推進基本計画」及び鳥取県の「食のみやことっとり～食育プラン～」等との整合性を図ります。

